

■電波利用秩序を維持しクリーンな電波利用環境を確保するため、捜査機関（警察署及び海上保安部）と共同で不法無線局の取締りを実施しています。

○ 令和6年度は7つの捜査機関と共同取締りを実施し、不法無線局を開設していた3者を摘発しました。

共同取締りの実施回数と摘発件数の推移

